

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年6月23日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市南区上鳥羽大柳町1番地1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 三谷伸銅株式会社 代表取締役 神林浩一			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	98台	0台	1台	101台
	冷蔵機器及び冷凍機器	1台	0台	0台	1台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	2.2	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	当社で所有している冷媒用代替フロン使用機器のリストを作成し、職場毎に点検簿を作成。（有資格者による定期点検が必要な機器はなく、すべて簡易点検のみの機器）			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、当該機器をフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	3ヶ月ごと（2, 5, 8, 11月）に簡易点検を実施。点検月初に対象となる機器の点検簿を各職場責任者に配布し、点検を実施。			
	廃棄時	回収依頼書又は委託確認書を第一種フロン類充填回収業者に公布し、引取証明書を受け取り適切に処理されたことを確認したうえで保管している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）を導入する。 ・冷媒としてR410Aを使用しているスポットエアコンは、更新時に地球温暖化係数がより低い代替フロンであるR32を冷媒として使用する機器に更新する。				
特記事項	エアコンディショナーに分類している71台は、スポットエアコン（スポットクーラー）				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。